

## NAFTA の原産地規則

1992 年に署名、1994 年に発効した NAFTA の原産地規則は、原産地認定基準等に極めて精緻なルールが導入されている一方で、産業界の証明作業コストを軽減するための措置も手厚く盛り込まれているのが特徴。その後に締結した FTA（特に米州圏）における原産地規則のモデルともなっている。

### ・概要

NAFTA における原産地規則においては、米加自由貿易協定（米加 FTA: USA-Canada Free Trade Agreement）と同様、関税分類変更基準（CTC）が原則として採用され、一部の品目（自動車、家電等）については、付加価値基準が、CTC と選択的、又は単独で採用されている。また付加価値基準の計算式について、製品の取引価額をベースとして計算する「取引価格方式」と、材料費、人件費などを細かく産出して計算する「総経費方式」の二通りが設定されている。その他、アクセサリ、輸送容器、包装材の取扱い、第三国での積み替え時の対応、間接材料の取扱い、等の救済が定められている（これらの規定により、産品に付随するアクセサリ、輸送容器、包装材の計算判定が簡素化され、また一定の要件の下、通関上等の理由による第三国への立ち寄りを認められる等、企業の申請に係るコストが軽減され、利便性が向上）。また、原産地証明制度については、産業界の原産地証明コスト極小化の観点から、企業の自己責任原則の下に、自己証明制度が導入されている。

### ・品目別規則について

#### 1. 繊維

繊維製品が NAFTA 原産と認定されるためには、一部の製品を除き、糸を生産する過程から NAFTA 域内で実施される必要があるとされている（図表 1-1）。但し、これとは別途、年ごとの一定の金額枠を設けて、より緩やかなルールの適用を認めている（いわば原産地規則を活用した“関税割当”的アプローチ）。

<図表 1-1> NAFTA における繊維製品の原産地規則

糸の生産	布の生産	アパレル製品の NAFTA 原産資格
域内	域内	○
域外	域内	×
	域外	×

#### 2. 自動車

自動車については、関税番号の項（4 桁レベル）の変更に加えて、一定の域内付加価値率の達成を原産地付与の条件としている。達成すべき域内付加価値率については、発効当初は 50%、その後段階的に上がっていき、最終的に 62.5%の域内付加価値率 が求められている（総経費方式）。